

総合工事業者・専門工事業者間における  
契約締結に至るまでの  
適正な手順等に関する指針





# 目次

●はじめに.....	1
●「契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」策定経緯等 .....	2
●総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの 適正な手順等に関する指針 .....	4
●参考	
1. 本指針の周知徹底に関する協力依頼文 (協議会から団体の長あて) .....	10
2. 本指針の周知徹底に関する協力依頼文 (協議会から建設経済局長あて) .....	11
3. 本指針の周知徹底に関する協力依頼文 (建設経済局長から団体の長あて) .....	12
4. 建設生産システム合理化推進協議会について.....	13
5. 建設生産システム合理化推進協議会委員名簿.....	14
6. 契約締結適正化専門委員会委員名簿.....	15





# はじめに

平成3年2月、建設省において「建設産業における生産システム合理化指針」が策定され、総合工事業者と専門工事業者の間に合理的な分業関係を確立し、効率的な建設生産システムを形成していくため、両者の役割と責任及びこれに対応した建設生産システムの在り方が示されるとともに、同指針の内容を具体化するための基準・ルールづくり等を推進するため、総合工事業者と専門工事業者が対等な立場に立って協議する場を設ける必要性が指摘されています。

これを受け、平成3年8月に建設業者団体の自主的協議機関として、総合工事業者及び専門工事業者からなる「建設生産システム合理化推進協議会」が発足し、平成3年度においては、建設業における4週6休制の推進に関する申合せを行い、鋭意、労働時間短縮の推進に努めているところです。

平成4年度においては、協議会の検討テーマの一つとして、「契約締結の適正化」の問題を取り上げ、その推進方策について検討を行い、総合工事業者と専門工事業者との間における契約締結に至るまでの適正な手順等について、指針として申合せを行いました。

本冊子は、この契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針及びその関係資料を掲載したものであり、建設生産システムの合理化に向け、本申合せの周知・徹底が図られることを切望するものです。

平成5年3月

建設生産システム合理化推進協議会  
(事務局：財団法人建設業振興基金)



# 「契約締結に至るまでの適正な 手順等に関する指針」策定経緯等

## 1. 目的

建設業をめぐる経済環境の悪化の影響も加わって、依然弱い立場にある専門工事業者の健全な成長を促進するため、総合工事業者、専門工事業者間の契約締結に至るまでの適正な手順を明確にし、それぞれの手順において守るべき項目を示す指針を作成し、その普及を図る。

## 2. 検討体制

- 協議会の下に「契約締結適正化専門委員会」を設置し、指針の素案作成を行う。

### 【専門委員会の構成】

総合工事業者	5名	設備工事業者	2名	
躯体工事業者	2名	学識経験者等	2名	
仕上工事業者	2名	建設省	4名	計17名

- 専門委員会素案について協議会で検討し、協議会として申合せを行う。

## 3. 検討経緯

- 第1回専門委員会  
(平成4年9月3日)
  - ・契約締結の現況等について報告
  - ・契約締結に至るまでの手順等に係る検討課題について意見交換
- アンケート調査の実施
  - ・期間：平成4年10月下旬～11月中旬
  - ・対象：協議会構成団体及び団体傘下会員企業
  - ・内容：契約締結に至るまでの手順等に関する実態、問題点、意見等の把握
- 第2回専門委員会  
(平成4年12月3日)
  - ・アンケート調査結果の報告
  - ・アンケート調査結果を踏まえた適正な手順及び項目の検討
- 第3回専門委員会  
(平成5年1月21日)
  - ・指針(素案)の検討
- 第4回専門委員会  
(平成5年2月12日)
  - ・指針(素案)の検討、取りまとめ
- 協議会  
(平成5年3月4日)
  - ・専門委員会から提出された指針(素案)の検討、申合せ

## 4. 今後の検討課題

検討の過程において契約締結に係る問題について様々な意見があり、今後の検討課題としては、次の事項が考えられる。

(1)見積業者の適正な評価・選定

(2)工事の着工から精算に至るまでの適正な契約履行について

- ・見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応（設計・工期・請負代金の変更等）





# 総合工事業者・専門工事業者間 における契約締結に至るまでの 適正な手順等に関する指針

平成5年3月4日

建設生産システム合理化推進協議会

建設産業の生産活動は、設計者、総合工事業者、専門工事業者、資機材業者等が複雑に組み合わされて行われている。建設産業の健全な発展を図り、効率的な建設生産システムを築き上げるためには、関係業者間における合理的な分業関係を確立することが必要である。

この分業関係のうち、総合工事業者、専門工事業者間の契約関係については、その片務的な実態を是正し、双方が建設生産活動の協力者（パートナー）という対等な立場を確保するとともに、それぞれが自らの役割を深く認識し、確実にその責任を果たすことが必要であり、平成4年3月建設省において策定された「第二次構造改善推進プログラム」においても、契約締結に至るまでの適正な手順の明確化等を図ることが重要な事業の一つとして位置付けられているところである。

総合工事業者、専門工事業者間の契約締結の実態は、多種多様となっており、本来、書面によるべき重要な情報伝達が口頭で行われていることが多いこと、工事の着手が契約より先行している場合があること等、総合工事業者、専門工事業者それぞれの立場で多くの問題点を抱えている。また、工事金額の折衝において、見積費目の重要性と双方対等の立場での協議の必要性が指摘されているところである。

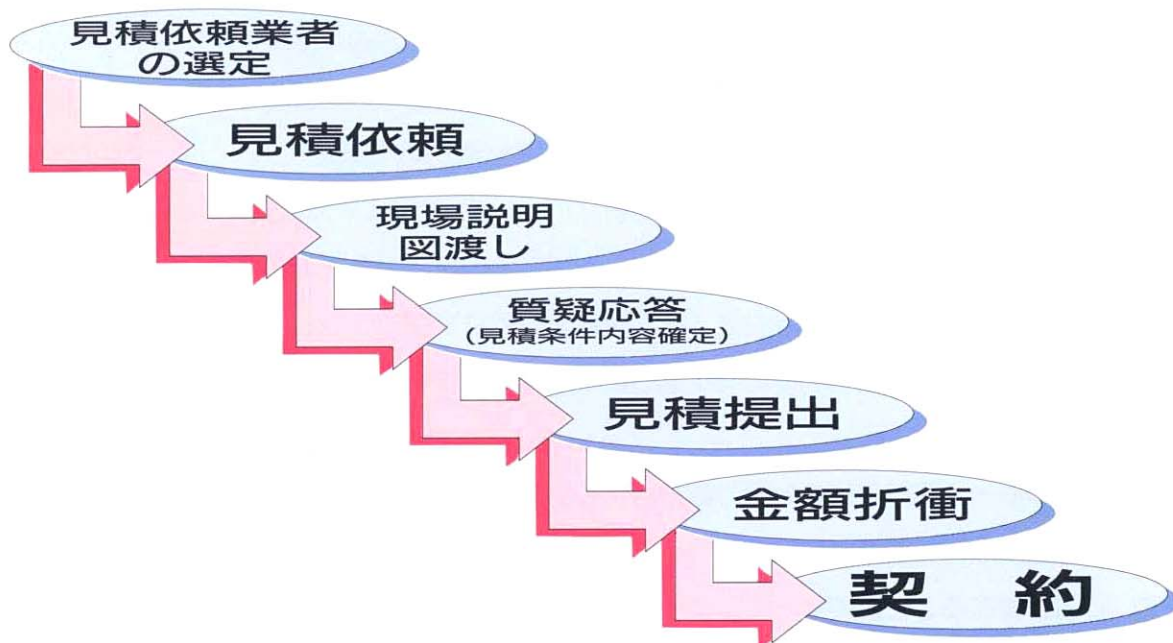
本協議会は、こうした実態を踏まえ、工事の着手前に適正な契約が締結されることを前提に、次のとおり、契約締結に至るまでの適正な手順及び総合工事業者、専門工事業者が契約締結に至るまでの各段階において実施すべき事項を指針として申し合わせるものである。

また、本協議会構成団体は、傘下会員企業に対し本指針の周知徹底を図り、契約締結に至るまでの手順等の適正化に努めるものとする。

## 1. 契約締結に至るまでの手順等について

### (1) 契約締結に至るまでの手順

総合工事業者、専門工事業者間における契約締結に至るまでの手順は、次のとおりとする。



### (2) 契約締結に至るまでの手順の実施方法

契約締結に至るまでの手順である見積依頼、現場説明、質疑応答、見積費目の提示、費用負担の取決めは、書面を用いることとし、必要に応じて口頭による説明を加える等、伝達事項の詳細について、総合工事業者、専門工事業者双方の意思の統一を図る。

### (3) 見積依頼時の提示事項

見積依頼において、総合工事業者は専門工事業者に対し、次の事項を書面にて提示する。

- ① 工事名称
- ② 施工場所
- ③ 工期
- ④ 担当工事の概要
- ⑤ 支払条件
- ⑥ 現場説明・函渡しの日時・場所

なお、以上の項目のほか、必要に応じてその他の事項を追加提示する。

## 2. 契約締結に至るまでの各段階で実施すべき内容について

### (1) 現場説明

現場説明において、総合工事業者、専門工事業者それぞれが実施すべき内容は、次のとおりとする。

総合工事業者	専門工事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 見積条件の明確化（注1）</li> <li>● 見積費目の提示（注2）</li> <li>● 原則として現地にて開催</li> <li>● 工事に精通した社員の出席</li> <li>● 工事監督担当者の出席（注3）</li> <li>● 図面から読み取れない特殊事項の説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 見積条件の確認</li> <li>● 見積費目の確認</li> <li>● 業務に精通した社員の出席</li> <li>● 受領した図面、仕様書等による質疑事項の整理</li> <li>● 図面と現地との不具合が生じた場合の総合工事業者との詳細図等による確認</li> </ul>

（注1）次に掲げる見積条件を書面により提示し、必要に応じて口頭で説明する。

条 件	内 容
1. 施工場所	立地条件等
2. 工 期	全体工程及び当該工事工程等
3. 制約条件	作業時間帯制限等
4. 特記仕様	工法指定等
5. 支給材料	材料支給の有無等
6. 無償貸与物	仮設材等の貸与等
7. 製品メーカーの指定	使用材料のメーカー指定の有無
8. 見積書の提出期限	

なお、以上の項目のほか、施工計画書の提示等を考慮することが望ましい。

（注2）見積金額の算出根拠を明確にし、適正な金額折衝を可能とするため、使用する見積費目を書面にて提示するとともに、各費目の具体的内容を双方で確認する。なお、必要に応じて口頭で説明する。

【標準的な見積費目】



（各費目については、安全に十分配慮するものとする。）

（注3）必要に応じ、設計者の出席にも配慮する。



## (2) 図渡し

図渡しにおいて、総合工事業者、専門工事業者それぞれが実施すべき内容は、次のとおりとする。

総合工事業者	専門工事業者
<ul style="list-style-type: none"><li>● 正確かつ見積作業に十分な図面、仕様書の提示</li><li>● 数量調書の提示</li><li>● 業務分担区分を明確にした詳細図、仮設計画図の提示</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 見積作業に必要な図面、仕様書の確認</li><li>● 受領した図面、仕様書、工程表等による見積範囲の確認</li></ul>

## (3) 質疑応答

質疑応答において、総合工事業者、専門工事業者それぞれが実施すべき内容は、次のとおりとする。

総合工事業者	専門工事業者
<ul style="list-style-type: none"><li>● 担当者の明示</li><li>● 職務上権限を有する者の対応</li><li>● 迅速かつ正確な対応</li><li>● 記録（書面）の保存</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 担当者の明示</li><li>● 質問内容の明確化</li><li>● 迅速な質問</li><li>● 記録（書面）の保存</li></ul>

## (4) 見積提出

見積提出において、総合工事業者、専門工事業者それぞれが実施すべき内容は、次のとおりとする。

総合工事業者	専門工事業者
<ul style="list-style-type: none"><li>● 依頼内容、現場説明時の提示条件等が満たされているかの確認</li><li>● 安全面が十分配慮されているかの確認</li><li>● 欠落部分の明確な指示</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 依頼内容、現場説明時の提示条件等を満たしているかの確認</li><li>● 安全面を十分配慮しているかの確認</li><li>● 欠落部分についての迅速な対応</li></ul>

### 3. その他

#### (1) 費用負担の明確化

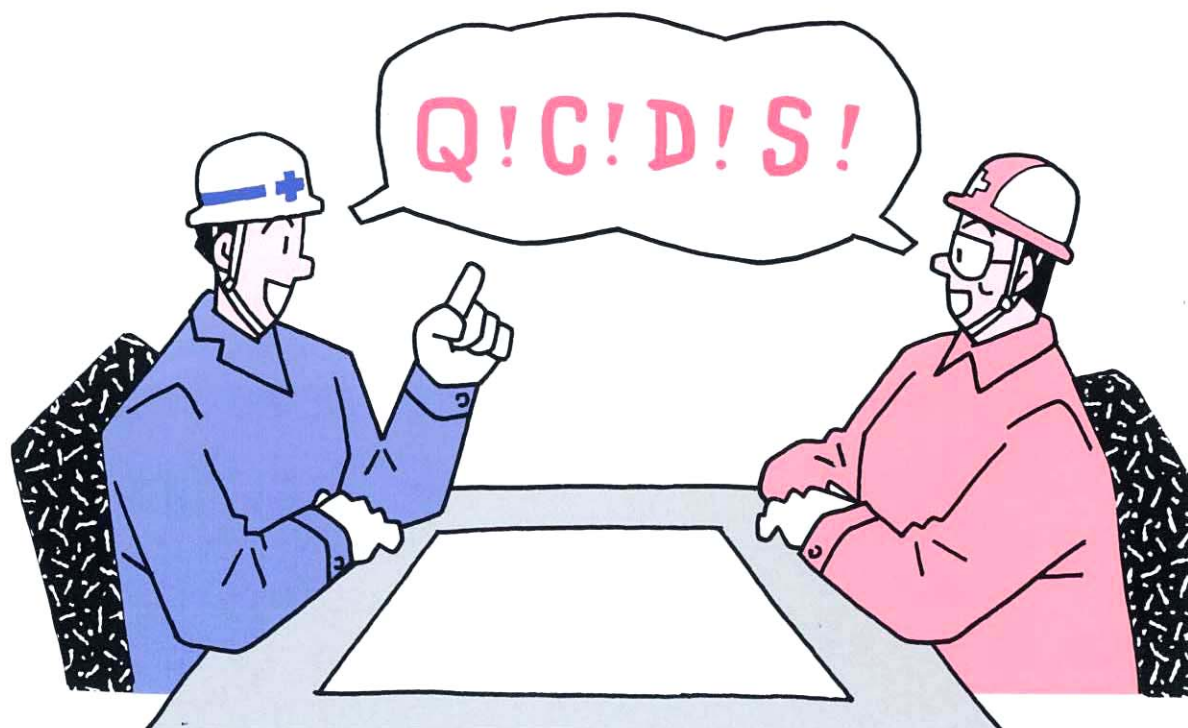
仮設の内容、残材処理費の負担、動力用水光熱費の負担、片付け・清掃の分担等については、総合工事業者、専門工事業者双方が書面にて明確にしておく。

#### (2) 協議の機会

契約締結に至るまでの各段階において、総合工事業者、専門工事業者双方で協力者（パートナー）として対等な立場を確保しつつ、見積条件や費用負担の取決め及び施工図関係、施工管理業務の各々の役割分担等について協議する機会を持ち、書面等において不明な点を残さぬようにしておく。

#### (3) 適正な請負契約の締結のための準備

契約締結の際、契約変更等建設業法第19条第1項に規定されている事項についての対応が的確になされ、建設工事標準下請契約約款等に基づき、適正に請負契約が締結されるよう、事前に十分な協議を行う。



# 元・下約 書面での条件提示が原則

生産システム  
合理化協議会

## 適正化促進を図る

建設 業界に周知徹底を通知

### 参考

**総合、専門間の契約締結**  
適正化へ指針申し合せ  
各段階で協議の機会を

生産システム  
合理化推進協

建設業界の標準化推進  
建設業界の標準化推進  
建設業界の標準化推進



建設業界の標準化推進  
建設業界の標準化推進



# 参 考 1

平成5年3月4日

建設大臣届出団体の長 あて

建設生産システム合理化推進協議会

総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの  
適正な手順等について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、建設産業の健全な発展を図り、効率的な建設生産システムを築き上げるためには、関係業者間における合理的な分業関係を確立することが必要であり、総合工事業者、専門工事業者間の契約関係についても、双方が建設生産活動の協力者という対等な立場を確保するとともに、それぞれが自らの役割を深く認識し、確実にその責任を果たすことが必要であります。

また、平成4年3月、建設省において策定された「第二次構造改善推進プログラム」においても、契約締結に至るまでの適正な手順の明確化等を図ることが、重要な事業の一つとして位置付けられているところであります。

当協議会では、平成4年度検討テーマの一つとして「契約締結の適正化」を取り上げ、その推進方策について検討してまいりましたが、今般、総合工事業者と専門工事業者との間における契約締結に至るまでの適正な手順等について、別添のとおり、指針として申合せを行いました。

今後協議会では、本申合せに基づき、鋭意、契約締結に至るまでの手順等の適正化に努めてまいり所存でございます。

つきましては、貴団体におかれましても、本申合せの趣旨にご理解を頂き、周知等につき特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具



## 参 考 2

平成5年3月4日

建設省建設経済局長 あて

建設生産システム合理化推進協議会

総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの  
適正な手順等について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の活動につき、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会では、平成4年度検討テーマの一つとして「契約締結の適正化」を取り上げ、その推進方策について検討してまいりましたが、今般、総合工事業者と専門工事業者との間における契約締結に至るまでの適正な手順等について、別添のとおり、指針として申合せを行ったところであります。

今後協議会では、本申合せに基づき、鋭意、契約締結に至るまでの手順等の適正化に努めてまいる所存でございます。

つきましては、貴省におかれましても、本申合せの趣旨にご理解を頂き、各建設業者間において適正な手順等で契約が行われるよう、本申合せの周知等につき特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具



## 参 考 3

建設省経構発第4号  
平成5年3月15日

建設業者団体の長あて

建設経済局長

総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの  
適正な手順について

総合工事業者と専門工事業者間の自主的な協議の場として発足した「建設生産システム合理化推進協議会」において、平成3年度、「4週6休制の先行的実施について」申し合わせが行われ、現在、その推進に向け鋭意努力がなされているところである。

平成4年度においても「建設生産システム合理化推進協議会」において、活発な協議が行われた結果、平成5年3月4日、総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等について守るべき事項を指針として申し合わせが行われるとともに、別紙のとおり、「建設生産システム合理化推進協議会」より建設省建設経済局あて、本指針の趣旨に基づき、適正な手順により契約が締結されるよう建設業界に対する周知・指導方要請があったところである。

適切な手順により適正な契約が締結されることは、建設生産システムの合理化に向け、大きな意味を持つものであり、については、本要請の趣旨を踏まえ、契約締結に至るまでの手順が適切となり、契約締結が適正になされるようさん下建設業者に対する周知・指導について、特段のご配慮方願いする。



# 参 考 4

## 建設生産システム合理化推進協議会について

### 1. 目 的

「建設産業における生産システム合理化指針」に基づき、合理的な建設生産システムの確立を図るためには、同指針の内容を具体化することが不可欠であることに鑑み、総合工事業者、専門工事業者のそれぞれが対等の立場に立って協議し、両者間における具体的な基準・ルールづくり等を推進するため、建設業者団体の自主的協議機関として、建設生産システム合理化推進協議会を設けるものとする。

### 2. 事業内容

総合工事業、専門工事業の実務者クラスにより建設生産システムに係る諸問題について協議し、その解決方策を検討するものとする。

### 3. 設 立

平成3年8月8日

### 4. 構 成

協議会は、総合工事業者、専門工事業者、学識経験者、行政等による委員で構成し、業界委員は、業種に配慮して選定された団体の代表者（当該団体の担当委員長等）とする。

- |         |     |   |
|---------|-----|---|
| ①建設業者団体 | 16名 | { 日建連、土工協、建築協、道建協  より2名<br>全建、全中建、日建経、日本軀体<br>日機協、日建大協、全鉄筋、日塗装 各1名<br>全室協、JCIF、日板協、日空衛<br>全管連、電設協 |
| ②学識経験者等 | 6名  | { 大学教授 2名<br>振興基金、教育センター、全建、全国建産連 各1名   |
| ③建 設 省  | 4名  | { 建設業課長、建設振興課長<br>労働資材対策室長、建設業構造改善対策官   |



# 参 考 5

## 建設生産システム合理化推進協議会 委員名簿

### 建設業者団体

瀬尾 貞 甚	西松建設(株)取締役土木部長	(日建連・土工協・建築協・道建協)
井口 昌 彦	(株)竹中工務店取締役生産本部長	(日建連・土工協・建築協・道建協)
米 山 卓	(株)ナカノコーポレーション取締役社長	(全 建)
深 澤 正	深澤建設(株)代表取締役社長	(全中建)
小川 喜 弘	大都工業(株)取締役社長	(日建経)
関根 久 男	関根建設(株)代表取締役社長	(日本軀体)
山崎 善 弘	山崎建設(株)代表取締役会長	(日機協)
長南 和 鋭	(株)長南工務店代表取締役	(日建大協)
宮田 一 郎	(株)佐藤工務店取締役副社長	(全鉄筋)
佐藤 吉 平	佐藤興業(株)代表取締役社長	(日塗装)
加藤 保 二	加藤産業(株)代表取締役社長	(全室協)
吉田 幸 雄	マルヨシ吉田装飾(株)代表取締役	(J C I F)
臼 井 昇	白井工業(株)代表取締役会長	(日板協)
高 橋 憲	新菱冷熱工業(株)代表取締役副社長	(日空衛)
大橋 與 一	(有)大橋水道設備代表取締役社長	(全管連)
小島 兼 芳	(株)雄電社代表取締役社長	(電設協)

### 学識経験者等

(委員長) 古 川 修	工学院大学教授
(副委員長) 内 藤 洋 介	産能大学経営情報学部教授
大 森 敬 介	(財)建設業振興基金専務理事
広 瀬 優	(財)建設産業教育センター専務理事
中川 澄 人	(社)全国建設業協会専務理事
小野 澄 治	(社)全国建設産業団体連合会事務局長

### 建設省

風岡 典 之	建設省建設経済局建設業課長
折笠竹千代	建設省建設経済局建設振興課長
矢野 進 一	建設省建設経済局労働資材対策室長
有木 久 和	建設省建設経済局建設業構造改善対策官





# 参 考 6

## 契約締結適正化専門委員会 委員名簿

### 建設業者団体

櫻田謙進	清水建設(株)土木東京支店購買部長	(日建連)
平賀靖夫	日本道路(株)取締役総務部長	(道建協)
山田照二	(株)ナカノコーポレーション専務取締役	(全 建)
佐藤紘一	深澤建設(株)専務取締役	(全中建)
小林剛	(株)辰村組取締役営業部長	(日建経)
森本肇	三和土木工業(株)取締役工事部長	(日本軀体)
谷口博士	岸本建設(株)代表取締役社長	(日機協)
河野玉吉	(株)河野塗装店代表取締役社長	(日塗装)
武田憲男	(株)高野常務取締役	(J C I F)
高根靖	三機工業(株)建築設備事業本部取締役営業副本部長	(日空衛)
高砂茂	(株)関電工取締役企画室長	(電設協)

### 学識経験者等

(主査)内藤洋介	産能大学経営情報学部教授 (協議会副委員長)
西澤公陞	(財)建設業振興基金構造改善第一部長

### 建設省

有木久和	建設省建設経済局建設業課建設業構造改善対策官
小池一郎	建設省建設経済局建設業課課長補佐
清水郁夫	建設省建設経済局建設振興課金融専門官
桑田俊一	建設省建設経済局労働資材対策室課長補佐

## 建設生産システム合理化推進協議会

事務局／財団法人建設業振興基金 構造改善第一部  
〒105 東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目森ビル2号館  
TEL.03(5473)4572 FAX.03(5473)1593